

総務文教常任委員会委員長報告

(2 3 . 1 2 . 2 1)

総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要とその結果を報告いたします。

まず、第1号議案 平成23年度亀岡市一般会計補正予算所管分について、その主な内容は、職員の給与条例の改正に伴う、職員人件費の補正であり、教育費では、申請増に伴う就学奨励経費の増額補正であります。その他、亀岡会館等公の施設管理に係る経費等の債務負担行為が設定されております。

採決の結果は、賛成多数をもって可決すべきものと決定しました。

次に、第8号議案及び第9号議案 平成23年度亀岡市宮川財産区及び神前財産区特別会計補正予算は、地域振興のための繰出金の増額等であり、採決の結果は、別段異論なく、全員をもって可決すべきものと決定しました。

次に、第10号議案、亀岡市総合計画審議会条例の一部改正については、第4次亀岡市総合計画の進行管理を図るため、審議会の所掌事務に、策定後の計画推進を追加する等の改正をしようとするものであり、採決の結果は、別段異論なく、全員をもって可決すべきものと決定しました。

次に、第11号議案、ガレリアかめおか条例の一部改正については、ガレリアかめおか内のレストラン等の目的外使用料について、固定資産評価額の変動等を適切に反映させるため、その上限額を改正しようとするものであり、採決の結果は、別段異論なく、全員をもって可決すべきものと決定しました。

次に、第13号議案は、亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正については、放課後児童の健全育成を図るため、新1年生の放課後児童会への入会を、4月1日から改正しようとするものであり、採決の結果は、別段異論なく、全員をもって可決すべきものと決定しました。

次に、第14号議案 亀岡会館に係る指定管理者の指定、第15号議案 亀岡市七谷川野外活動センターに係る指定管理者の指定、及び第16号議案 亀岡市社会体育施設に係る指定管理者の指定の3議案については、それぞれの施設の管理に関し、指定管理者を指定しようとするものであります。3議案とも、採決の結果は、全員をもって可決すべきものと決定しました。

なお、亀岡会館については、建物の老朽化により、耐震化、バリアフリー化等々の問題があるので、亀岡市としても基本的な問題を検討されるよう望むものであります。

次に、本常任委員会に付託された請願について、審査経過と結果を報告いたします。

受理番号 1 1、公契約条例に関する請願について、その趣旨は、地方自治体から民間事業者への公共工事及び委託における低価格・低単価の契約・発注が増大しており、その結果、受注者は人件費を削減し、しわ寄せを受けた労働者の生活は成り立たなくなり、それが生活保護世帯の著しい増加へとつながり、さらには地方公共団体の財政を圧迫する要因となっているという悪循環を打開するため、民間企業に法の遵守を求め、チェックする仕組みをルール化した公契約条例の制定を求めるものであります。

委員会で自由討議し、行政がルール化することが労働者の生活を守ることの始まりであり、自治体自らがその姿勢を示すことが大切である等の意見が出されました。

採決の結果は、賛成全員で採択すべきものと決定しました。

次に、受理番号 1 3、暴力団排除条例の制定を求める請願については、暴力団排除に関する市の基本的な理念や、推進に係る施策などを定めることにより、安全・安心で平穏な市民生活を確保することを目的とする条例制定を求めるものです。

暴力追放の都市宣言をしている本市にとって重要な条例である等の賛成意見が出され、採決の結果は、賛成全員で採択すべきものと決定しました。

また、請願審査に関連して、去る平成21年12月定例市議会で採択された「子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願」について、請願の趣旨に沿った教育環境の早期改善を求める要望が委員会でもとまり、市長、教育長に提出の予定です。

以上、簡単ではありますが本委員会の報告といたします。

平成23年12月21日

亀岡市長 栗山正隆 様
亀岡市教育長 竹岡 敏 様

亀岡市議会総務文教常任委員会

教育環境の改善を求める要望書

平成21年12月の定例会市議会で「子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願」が採択されました。教育長は「採択を重く受け止めている」と表明されています。

総務文教常任委員会は、去る8月31日大井小学校・城西小学校を訪問し、各校長からも実情をお聞きするなど現地調査を行ってきたところであります。

こうした経過を踏まえ総務文教常任委員会として、下記のとおり要望します。

記

- ①採択された請願の趣旨（小・中学校の普通教室へのエアコン設置、施設・設備の改善）に沿って教育環境の早期改善を図られたい。
- ②各小中学校の普通教室のエアコン設置に向け、各校の配電・受電設備等を調査されたい。
- ③「校舎棟耐震補強工事」や「大規模改修工事」、「新設」に併せ、今後の「エアコン設置」に備え、工事費の二重投資を避けるために「エアコン用配電」を同時施工されたい。

審査のポイント

1 新1年生も4月1日から放課後児童会に入会可能に!

放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正により

改正前・・・新1年生は入学式の日から入会

保護者からは4月1日からにしてほしいという強い要望があり、これまでの議会質問でも取り上げてきた結果、条例改正が実現しました。

2 公契約条例に関する請願を採択

(請願の趣旨)

地方自治体から民間事業者への公共工事及び委託における低価格・低単価の契約・発注が増大しており、受託者は受注額を引き下げざる状況にある。その結果、受注企業は人件費を削減し、しわ寄せを受けた労働者は働いても生活が成り立たなくなり、生活保護世帯が著しく増加し、さらに地方公共団体の財政を圧迫する要因となっている。この悪循環を打開するため、民間企業に法の遵守を求め、チェックする仕組みをルール化した公契約条例の制定をしてほしい。

(審査の結果)

労働者の生活が安定し、ひいては、地域経済の活性化、生活保護受給世帯の減少につながるという効果がある反面、受託業者だけでなく、下請、孫請業者にもその効果が及ぶかどうかという課題も出し合いながら検討。

条例制定ですべてがよくなるわけではないが、ルール化することが労働者の生活を守ることの始まりであり、自治体自らがその姿勢を示すことが大切であると判断し、全委員賛成により採択。

3 暴力団排除条例の制定を求める請願を採択

総務文教常任委員会で条例案提出に取り組む

(請願の趣旨)

「暴力追放都市宣言」をした亀岡市であるが、暴力団は依然として存在している。市が暴力団排除に関し、基本的な理念や推進に係る施策などを定めることにより、安全・安心で平穏な市民生活を確保することを目的とした条例の制定をしてほしい。

(審査の結果)

京都府でも同条例が施行され、府下各自治会でも制定の動きが進んでいる。
「暴力追放都市宣言」をしている本市にとって重要な請願であり、市民の安全・安心のためにもぜひ必要と判断し、委員全員賛成で採択。

早期の条例制定に向けて当委員会で条例案を検討し、議案提案に向けて取り組むことを決定した。

新1年生も4月1日から放課後児童会に入会可能

放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正

(改正前・新1年生は入学式の日から入会)

保護者から4月1日からの入会にしてほしいという要望があり、これまでも議会の質問で取り上げてきた結果、条例改正が実現したものであり、全委員が賛成。

暴力団排除条例の制定を求

める請願について

早期制定に向け、本常任委員会で条例案を検討し、議案提案に向けて取り組むことを決定。

請願の趣旨

市が暴力団排除に関し、基本的な理念や推進に係る施策などを定めることにより、安全・安心で平穏な市民生活を確保することを目的とした条例を制定してほしい。

審査の結果

京都府で同条例が施行され、府下各自治体でも制定の動きが進んでいる状況にあり、条例制定が防止策になる等の意見が出された。「暴力追放都市宣言」をしている本市にとって重要な請願であり、市民の安全・安心のためにもぜひ条例は必要と判断し、全委員が賛成。

公契約条例に関する請願

について

自治体の低価格発注⇒企業の人件費削減
⇒労働者の生活破綻⇒生活保護受給増⇒
自治体財政圧迫⇒自治体の低価格発注

この悪循環を打開するために

請願の趣旨

亀岡市が民間企業等と請負契約を締結する際に労働者の雇用条件等について、法の遵守を求め、チェックする仕組みをルール化した公契約条例を制定してほしい。

審査の結果

条例の効果が受託業者だけでなく、下請、孫請業者にも及ぶかどうかという課題も出し合いながら検討。条例制定ですべてがよくなるわけではないが、ルール化することが労働者の生活を守ることの始まりであり、自治体自らがその姿勢を示すことが大切であると判断し、全委員が賛成。

(仮称)亀岡市犯罪被害者等支援条例制定に係る進捗状況について

現在、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援していくための施策に係る基本的事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に資することを目的として、(仮称)亀岡市犯罪被害者等支援条例を制定することとして、事務を進めています。

制定しようとしている条例では、担当窓口、見舞金制度の設置や広報や啓発活動に努める旨規定しております。

また、民間支援団体(公益社団法人 京都犯罪被害者支援センター)への支援については、賛助会員として加入(法人会費30,000円/年)を検討しています。

施行については、4月1日とし、具体的なスケジュールは次のとおりと考えています。

犯罪被害者等支援条例制定に向けたスケジュール

予定日		内 容	備 考
月	日		
10	19	犯罪被害者等支援庁内会議	総務担当課長会議
11	7	第1回庁内連絡会議	
	25	平成24年度当初予算案提出	見舞金30万円
12	6	第2回庁内連絡会議(会議設置要綱・条例案策定)	
	6以降	犯罪被害者等支援条例制定方針決裁	
1	4~31	パブリックコメント受付開始	
	20頃	平成24年3月議会予定議案提出	総務課提出
2	上旬	第3回庁内連絡会議(パブコメ回答検討)	
		パブリックコメント回答掲載	
		犯罪被害者等支援条例原議決裁	
3		平成24年3月議会	
4	1	犯罪被害者等支援条例施行	
		犯罪被害者等支援の連携協力に係る協定書調印	亀岡警察署との連携

平成23年12月 亀岡市議会定例会総務文教常任委員会 提出資料

亀岡会館利用状況

(生涯学習部市民協働課)・

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (10月末現在)
指定管理者	財団法人 亀岡市福祉事業団	財団法人 亀岡市福祉事業団	財団法人 亀岡市福祉事業団	国際ライフパートナー 株式会社	国際ライフパートナー 株式会社	国際ライフパートナー 株式会社
ホール利用件数	85件	98件	86件	96件	91件	67件
ホール利用者数	17,777人	21,071人	16,080人	24,782人	20,847人	15,019人
楽屋利用件数	30件	40件	27件	38件	29件	20件
楽屋利用者数	763人	720人	382人	761人	631人	351人
会議室等利用件数	1,701件	1,761件	1,739件	1,900件	1,907件	1,136件
会議室等利用者数	30,580人	36,244人	37,350人	33,973人	36,373人	20,738人
利用件数合計	1,816件	1,899件	1,852件	2,034件	2,027件	1,223件
利用者数合計	49,120人	58,035人	53,812人	59,516人	57,851人	36,108人